

新入生オリエンテーション資料

—生徒指導部—

入学おめでとうございます。これからの浜頓別高校での3年間をより充実したものにするため、学校生活全般に渡りみなさんをサポートするところが生徒指導部です。

生徒指導部からは、浜頓別高校という集団に入った皆さんが、集団の一員として守るべき校則やルールについての話をします。これは、他人に迷惑を掛けないためにも必ず守らなければなりません。この時間を通して校則やルールをしっかりと理解してください。

常に謙虚に努力を積み重ねる姿勢で、また、浜高生としての自覚と誇りをもって3年間の高校生活を有意義に過ごしてください。

初心を忘れず、常に謙虚な姿勢で、また、浜高生としての自覚と誇りをもって3年間の高校生活を有意義に過ごしてください。

—目 次—

I 中学校との違い

II 制 服

III 頭 髪

IV 携 帯 電 話

V 校 内 生 活

VI 校 外 生 活

VII 部 活 動

I 中学校との違い

特別指導

- ・ 特別指導とは禁止行為や違法行為等の何らかの行為によって、特別な指導が必要と判断された場合、家庭謹慎や登校謹慎等の特別な指導をご家庭と連携して行います。

禁止行為

- ・ 校内の施設設備等を無断で持ち出す、故意に破損させる、落書きをする
- ・ 考査時の不正行為および紛らわしい行為
- ・ SNS等、オンラインゲーム等でネットトラブルを犯す行為
- ・ 未成年者の立ち入りを禁じている飲食店・遊技場などへの入場
- ・ 飲酒・喫煙
- ・ 有機溶剤等の危険ドラッグの所持・使用
- ・ 暴力・脅迫行為
- ・ 窃盗・万引き
- ・ バスの無賃乗車、定期券の不正使用
- ・ 交通違反
- ・ 学校の秩序を著しくみだす行為、その他社会的秩序に反する行為など

II 制服

制服 着こなし

1. 登校時から帰宅まで、本校指定の制服を正しく着用してください。

2. プレザーは本校指定のダブルです。

3. シャツ、ブラウスも本校指定のものを着用してください。

4. 女子のベストについても本校指定のものです。

5. 制服着用時はネクタイ・リボンを着け、上まであげてください。

6. 左襟にクラスバッヂをつけてください。

7. 男子のズボンは、ベルトが腰の位置にあることを確認する。

8. 女子のスカート丈については、太ももが隠れるようにする。

9. ズボン・スカートの改造は自己責任において直してもらいます。

10. 上靴は学校指定（青ライン）、指定個所に名前を記入する。

11. 防寒用のセーターに限り着用できます。（白・黒・紺など目立たない色）

～全校集会・各種行事は正装です～

- 上靴を忘れてしまった・・・
- ネクタイを忘れてしまった・・・
- リボンを忘れてしまった・・・
- 制服が汚れてしまった・・・

異装届を提出

異 装 届

記の理由により、異装の許可を願います

理由：

装期間：令和 年 月 日 より
令和 年 月 日 まで (日間)

Ⅲ 頭 髪

- ・頭髪の変化（長髪・パーマ・染色・脱色等）がみられた段階で指導をおこないます。担任の注意で修正されなかった場合は、保護者とも相談しながら直してもらうよう指導します。
- ・頭髪は清潔、端正な髪型を心がけること。

Ⅳ 携帯電話、スマートフォン

- ・携帯電話等は校内に持ち込みを許可しているが、携帯電話等でのゲームやツイッター、インスタなどのSNSは一切禁止とする。
- ・保護者への連絡等、携帯電話等を使用する場合は、HR教室か生徒ホールに限る。
- ・授業や行事の最中に携帯電話を使用した（着信音・バイブ音が鳴ってしまった）場合には、携帯電話を預かる。担任からの指導が行われた後、帰りのSHR以降に返却する。
- ・マナー違反の生徒が増大した場合、校内での携帯電話の使用を一切認めない。
- ・出会い系サイト等、危険度の高いサイト等は使用・閲覧しないこと。
- ・情報化社会の危険性を十分に理解して、ネットトラブル等に巻き込まれないようにする。
- ・ブログ、プロフィールサイト、SNS等に安易に個人情報、顔写真等を流布しないこと。また、勝手に他人の写真等を掲載しないこと。
- ・インターネット上の掲示板等に他人の誹謗・中傷するようなことは許されない。

V 校内生活

●挨拶をしよう

元気よく、はつらつとした挨拶を心がけること。職員室や各準備室に入室する際は、身だしなみと礼儀正しさを意識すること。授業の開始時や終了時には、感謝の気持ちを込めて、きちんと挨拶すること。

●持ち物の管理をしよう

盗難の原因となる多額の現金や、授業に必要なものは持ってこないこと。

●チャイム前着席を心がけよう

チャイムが鳴ってからではなく、鳴る前に着席して、気持ちを落ち着かせていること

●学校をきれいにしよう

放課後の清掃は一生懸命に行うこと。ゴミが落ちていたら自ら進んで拾うような気遣いをすること。

Ⅵ 校外生活

● 浜高生として

町民の方々や来町してきた方々は浜高生だとすぐにわかります。 浜高生としての自覚と責任をもって行動してください。

● 高校生の帰宅時間について

遅くとも22時までには帰宅してください（保護者に居場所を事前に知らせておくこと）。

● アルバイトについて

長期休業中のみアルバイトができます（夏冬休み：10日以内、学年末休み：7日以内）。

ただし、新聞配達は通年で認められています。必ず届け出てください。なお経済的理由による通年の特別アルバイトも申請可能です。

Ⅶ 部活動

- ☆ ボランティア局を除く、2つ以上の部局への重複加入はできません。
- ☆ 加入する場合は、部局顧問の先生に「入部届」を提出してください。
- ☆ 大会に出場する本校生徒の出場資格審査を年1回必ず行います。
- ☆ 公式競技とは、高体連・高野連・高文連主催の地区大会、全道大会、全国大会のことです。

次の各項目に該当する生徒は大会への出場はできません

- ▼ 学業成績不良で進級の見込みがないと認められた者
（前期末の評定で1が3つ以上の者は後期中の公式試合には出られません）
- ▼ 服装、頭髪がだらしない、遅刻・欠席・早退が多い、学習態度が良くない者
- ▼ 資格審査委員会において特に不適当と認められた者



令和3年度 生徒指導に関わる確認事項

はじめに

生徒指導は生徒との何気ないコミュニケーション、共通した予防・開発的な生徒指導意識と密な連携によってはじめて、大きな効果が表れ未然防止につながります。学年や他分掌、部局活動などと連携して指導に当たっていきたいと思いますのでご協力をお願いいたします。

1 特別指導について

- (1) 特別指導事故が起きた場合は、該当生徒を速やかに別室に誘導する。
- (2) 事故発覚後、速やかに該当学年団が内規（8－2第2章懲戒）にしたがって事情を確認する。その後学年の要請を受けて、生徒指導部が預かることとする。
- (3) 事情確認は必ず複数教員で行う。
- (4) 生徒指導部会には生徒指導部と、（必要に応じて）学年主任、HR担任も出席を求める場合がある。ただし、指導措置を決める指導部会には学年主任とHR担任は加わらない。
- (5) 指導期間については前例を参考にしながら、慎重に検討する。

2 頭髪・服装について

(1) 正装について

- ・正装とは、ブレザー・ネクタイを着用し、ブレザーの中にカーディガン等を着用しない状態をいう。
- ・全校集会等・諸行事の際は正装とする。ただし、衣替えの時期である6月から9月に行われる諸行事の場合、略装を可とする。

(2) 頭髪・服装検査について

原則年4回に実施する。（始業式 夏季休業後 冬季休業後 卒業式前）

(3) 頭髪の指導について

- ・頭髪・服装検査後、変化（パーマ・カール・染色・脱色・つけ毛等）がみられた段階で指導し、HR担任に報告、担任指導を行い改善させる。
- ・頭髪は端正な髪型を心がけさせ、変化がみられた段階でその都度指導し、HR担任に報告、担任指導を行い改善させる。
- ・場合によっては、保護者との連携を図りながら、学年による指導も行う。
- ・なおも改善が見られない場合には、生徒指導部による指導を行う。

(4) スラックスのはき方・スカートの長さについて

- ・スラックスのはき方について、ベルトは腰の位置とする。
- ・スカートの丈については膝丈を標準とし、膝頭が見える程度のものとする。
また、スカートの下にジャージをはかない。

※スカート丈について、改善できないもの（短く切っているもの）については、先輩のものを譲り受けるか、購入する。

(5) ネクタイ・リボンの指導

- ・ネクタイ・リボンは上まであげる。
- ・登校時、授業開始時、休み時間、放課後等に各教員がネクタイ・リボンの着用を確認する。(ネクタイ・リボンも制服の一部であるので、制服を正しく着用すること)
- ・正しく着用されていない場合にはその場で指導し改善させる。
- ・指導に従わない場合は、担任に報告し担任指導もしくは学年指導を行う。(保護者とも連携をとりながら指導をする)
- ・それでも指導に従わない場合には生徒指導部による指導を行う。

※ネクタイ・リボンを忘れたときは異装届を提出し、学年で予備のネクタイ・リボンがある場合にはそれを借用し着用する。異装届は職員室内の掲示板上に掲示する。

(6) カーディガン等の着用について

- ・ネクタイ・リボンが見える物に限り着用を認める(白・黒・紺等目立たない色)。
- ・カーディガン等を着用する場合は必ずブレザーを着用する。

※やむなく授業時にジャージを着用する場合は指定ジャージとし、異装届を提出する。

※ブレザーは必ず持ち帰る。

(7) 上靴について

- ・部局活動時を除き、学校内では常に学校指定の上靴を履く。
- ・上靴の落書きや汚損については原状回復をさせ、元の状態に回復できない場合には新しいものを購入する。
- ・購入する間までの期間は、異装届を提出する。
- ・上靴を忘れた場合は異装届を提出させ、スリッパを履く。
- ・上靴のかかとは踏まないように指導する。

(8) 化粧、マニキュア、カラーリップ等について

- ・色がついているものについては、発見次第おとさせる。

(9) 女子のソックス・タイツについて

- ・黒や紺、茶等の濃色系(目立たない色)の無地で、ソックスの場合は膝にかからないようにする。
- ・冬期間、防寒のためにタイツの上から靴下を着用する場合、長さはくるぶし程度を目安とし、奇抜な色は着用しないこと。また、正装時は着用しないこと。

3 装飾品などの不要物について

指輪、イヤリング、ピアス、ネックレス、バッチ等の装飾品を装着していた場合、装飾品は身体から外させ、生徒から預かることとする。その後HR担任への報告と装飾品の譲渡を行う。

HR担任保管とし、預かった物は卒業時に返却とする。

※装飾品が見えた時点で上記措置をとる。

※授業に不要な物は、学校に持ち込まない。

4 携帯電話等について

- (1) 携帯電話等は校内に持ち込みを許可しているが、携帯電話等でのゲームやツイッターなどのSNSは禁止とする。
- (2) 保護者への連絡等、携帯電話等を使用する場合は、HR教室か生徒ホールに限る。
- (3) 授業や行事の最中に携帯電話を使用した場合には、携帯電話を預かり担任に報告、電源を切った上で本体の受け渡しをする。
預かった携帯電話は、担任指導の後、帰りのSHR以降に本人に返却する。
- (4) その他
 - ・複数回故意に違反する生徒については、生徒指導部にて指導を行う。
 - ・出会い系サイト等、危険度の高いサイト等は使用・閲覧しないこと。
 - ・情報化社会の危険性を十分に理解させ、ネットトラブル等に巻き込まれないようにする。
 - ・ブログ、プロフィールサイト、SNS等に安易に個人情報、写真等を流布しないこと。
また、勝手に他人の写真等を掲載しないこと。
 - ・インターネット上の掲示板等に他人の誹謗・中傷するようなことを書きこまないこと。
 - ・上記を違反する生徒が増大した場合、校内での携帯電話の使用を再検討する。

5 集会時について

- (1) 生徒指導部で整列指導を行うが、学年ごとに担任・副担任が協力の上、生徒の列に入って整列指導をする。
- (2) 行事や場所にふさわしい服装を心掛ける。

6 校外生活について

- (1) 友人や異性との交遊に際して、常に町民から浜高生としてみられていることを意識する。
- (2) 自転車の危険運転（2人乗り、傘さし運転、冬道の乗車等）については、発見次第全教員で指導する。
- (3) ライブ活動については条件付きで許可をする。
(条件) ライブ開催の日時・場所・責任者を明確にすること。責任者については法的に責任をとれる者。ライブに関わるチケット販売は一切認めない。ライブ開催にあたっての、チラシ・ポスター等の掲示や配布を無断で行なってはならない。

7 大会等出場資格審査について

- (1) 今年度の部活動加入期間は4月16日(金)とする（ボラ局は毎年度更新）。
- (2) 部局活動加入生徒については、学校生活の内容を考慮し本校の生徒として公式競技への出場資格を得ているかを集約大会前に審査する。
- (3) 前期末の評価で「1」が3つ以上の者は後期中の公式試合の参加は認められない。
(規定集③—②細則2)。

8 生徒ホールや廊下の使用について

- (1) 生徒ホールや廊下でのボールの使用は禁止とする。
- (2) ただし、部活動で顧問が監督しているときのみ、ボールの使用を認める。ただし、物品の

破損や通行する人に十分に注意する。

破損した場合には、すみやかに部顧問ならびに生徒指導部に報告をする。

- (3) 廊下でランニング等をするときには、通行する人に十分配慮する。

(特に職員室～進路指導室は来客者が多いので十分に注意する)

9 登校指導について

- (1) 生徒指導部から1名とHR担任以外の先生1名の計2名で行うが、生徒指導部以外の先生は朝打ち合わせ終了後に指導に向かう。

- (2) 玄関前にて、挨拶、服装および遅刻の指導を行う。

- (3) 生徒とコミュニケーションを取り、生徒の様子を確認する。

何か気になることがあれば、HR担任と生徒指導部へ報告する。

10 飲食について

- (1) 飲食は原則としてHR教室で行なう。生徒ホールやテラス（夏季）での飲食も認めるが、ごみ等の始末ができない場合には禁止とする。

- (2) 自動販売機を使用できる時間は、朝(SHRまで)と昼休み、放課後のみ。10分休みは使用しない。(コロナ感染症、脱水症状)

- (3) ごみの分別をしっかりとる。また、床等を汚したときには各自で拭き取る。

- (4) 給食は指定された教室で食べる。

11 アルバイトについて

- (1) アルバイトをするときは、所定の用紙に記入して担任を通じて生徒指導部に提出する。

- (2) 長期休業中のみ可能。夏休み・冬休み：10日以内、春休み：7日以内。

※3学年の家庭学習期間に関しては、日数の期限を設けない。

- (3) 生活態度や成績が著しく不良の場合には、アルバイトを認めない場合がある。

- (4) 北海道公立高校生等奨学給付金制度等の受給者など、経済的に困難な家庭と認められた場合のみ通年のアルバイトが認められる。

12 校内外の美化

- (1) 校内の美化に努め、汚したり破損した場合には、すぐに申し出る。

※事情によっては指導の対象となる場合もあり得る。

- (2) 各教室でごみの分別を徹底する。

- (3) 窓から外にものを投げたりしない。

- (4) 机や椅子、壁などにいたずら書きをしないよう指導する。

13 貴重品管理について

- (1) 貴重品や現金は原則学校に持ち込まないこと。やむを得ず持ってきた場合は、朝のうちにHR担任、あるいは部活前に顧問に預けること。

- (2) 移動教室の際は、代表生徒がしっかりとHR教室を施錠する